

令和7年 北秋田市農業委員会 第2回総会

1. 開催日時 令和7年2月14日（金） 午後2時00分から

2. 開催場所 北秋田市役所本庁3階 大会議室

3. 出席委員（34名）

1 番 櫻 井 豊	2 番 佐 藤 稔	3 番 宮 腰 文 義
4 番 鈴 木 豊	5 番 佐 藤 邦 久	6 番 中 林 めぐみ
7 番 長 崎 成 人	8 番 堀 部 聡	9 番 多賀谷 テル子
10 番 長 岐 正	11 番 松 岡 英 敏	12 番 伊 藤 鶴 一
13 番 土 田 紀 子	14 番 藤 島 喜美男	15 番 成 田 博 幸
16 番 寺 田 一 徳	18 番 武 石 修 一	20 番 金 田 悦 子
21 番 藤 岡 智 洋	22 番 中 嶋 力 藏	23 番 佐 藤 利 子
24 番 松 橋 利 彦	25 番 伊 東 誠 子	26 番 出 川 信 久
27 番 佐 藤 政 信	28 番 小笠原 千 春	29 番 澤 藤 匠
30 番 土濃塚 謙一郎	31 番 野 呂 義 久	32 番 若 松 一 幸
33 番 佐 藤 整	34 番 金 俊 英	36 番 佐 藤 篤 史
37 番 長 岐 一 志		

4. 欠席委員（2名）

17 番 武 田 響 一 19 番 佐 藤 茂 延

5. 欠員（1名）

6. 議事日程

第 1	報告第3号	会務報告
第 2	報告第4号	専決処分の報告
第 3	報告第5号	農業者等との意見交換会について
第 4	議案第6号	農地法第3条の規定による許可の取消について
第 5	議案第7号	農地法第3条の規定による許可申請について
第 6	議案第8号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
第 7	議案第9号	農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について

7. 出席した事務局職員

局長 成 田 幸 治 副主幹 簾 内 拓 也 主査 疋 田 憲 匡

8. 議事録署名委員

7 番 長 崎 成 人 8 番 堀 部 聡

9. 会議の概要

事務局	定刻となりましたので、ただいまより令和7年 北秋田市農業委員会 第2回総会を開会いたします。 始めに欠席の届出がありましたのでご報告いたします。 17番 武田響一 委員、19番 佐藤茂延 委員の2名となっております。 委員総数36名中、34名の出席となっており、総会の出席委員は定足数に達しておりますので、本総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、会長よりごあいさつと議事の進行をよろしく願いいたします。
会 長	会長あいさつ（ 省略 ）
議 長	それでは、議事日程に従いまして、議事を進行させていただきます。 はじめに議事録署名委員であります。恒例により当職より指名することにご異議ございませんか。 （異議なしの声）
議 長	異議なしと認め当職より指名いたします。 7番 長崎 成人 委員、8番 堀部 聡 委員、にお願いします。 それでは案件に入ります。報告第3号「会務報告」を事務局よりお願いします。
事務局	事務局の成田です。以後着座にてご説明いたします。 それでは、議案書の2ページをお開きください。 報告第3号「会務報告」です。読み上げてご報告いたします。

1月7日、「第1回総会に係る調査」を市役所第二庁舎第1会議室にて委員5名の出席により開催しました。

15日、「令和7年第1回定例総会」を市役所本庁舎大会議室にて（委員35名の出席により）開催しました。その後、総会に引き続いて同会場において、「農業者等との意見交換会」を農業者等計44名の出席により開催しました。

また同じく15日、「第15回全国農業委員会女性協議会総会」が東京都・主婦会館にて開催され、金田悦子委員が秋田県農業委員会女性協議会の役員として出席しました。

22日から23日の2日間、「第26回全国農業担い手サミット in さが」が佐賀県佐賀市SAGAアリーナなどを会場に開催され、長岐会長が参加しました。

28日、「北秋田市農業再生協議会第3回幹事会」が市役所第二庁舎大教室にて開催され成田事務局長が出席しました。

28日、「農業農村整備に関する予算説明会」が秋田市・秋田テルサにて開催され、簾内副主幹が出席しました。

29日、「第17回地域計画の推進に向けたWEB意見交換会」がオンラインにて開催され、簾内副主幹が参加しました。

報告は以上です。

議 長

ただいま事務局より報告がなされましたが、これらは会務報告でありますのでご了承願いたいと思います。

つぎに各種研修等の参加報告です。先ほどの会務報告にもありましたが、去る1月15日、東京都にて開催された「第15回全国農業委員会女性協議会総会」に20番 金田悦子 委員が参加しておりますので報告をいただきたいと思います。

20番

20番金田です。

1月15日から16日にかけて、東京の主婦会館プラザエフにて開催されました「第15回全国農業委員会女性協議会総会」に出席しましたのでご報告します。初めに事例報告としまして女性委員の登用促進について栃木県の女性協の会長さんと沖縄県の女性協の会長さんからの報告がありました。栃木の農業委員会の方では人材育成の取り組みということで、活動に必要な法律知識や制度を学習するための研修や地区別交流会を行っており、日頃の悩みや今後やってみたい活動についての話し合いの場を持

っているとのことでした。これについては秋田県の女性協でも同様の研修を行っています。女性農業委員のもたらした効果としまして、栃木県の事例では耕作放棄地に男性農業委員の協力を受けながらオリーブの木を植え、オリーブオイルの開発、品評会の開催など次につながる活動を積極的に取り組んでいました。その中でオリーブ推進協議会ができて街の活性化につながっているとのことでした。また今後の活動として、これまでの活動を継続しつつ県のいろんな女性組織と交流の場を設け6次産業化の取り組みや雇用創出、経営発展など知識や情報を得られる機会を作り、誰もが輝ける活動をしていくと意気込んでおられました。沖縄県では市町村への要請ということで意見交換の場に女性農業委員が参加していろんな農業者の声を拾い上げていくためには女性農業委員の存在が欠かせないということを直接伝える機会を設けているそうです。

翌16日にはグループディスカッションを行い、女性登用ゼロの委員会解消のための取り組みなどについて協議しました。その中で活動のための予算の話が出てきましたが、今回農水省女性活躍推進室の室長さんも参加しておりまして、「国の指針で女性登用30%という目標が定められているが研修など活動に伴う予算が紐付けられていない」という皆さんからの強い意見が出され、それに対しては「国から出されている様々な助成金を活用してほしい」とのことでした。活動予算のことについてはどこでも話題に上るのですが、宮城県のように男性委員の協力を得ながら遊休農地を活かし委員自ら活動費を生み出すという事例もあり、全国の情報として参考になると思い報告させていただきました。最後に全国女性農業委員の総会があり、役員改選が行われ秋田県が全国の中の理事に入りました。これからも全国の活動の事例がありましたら報告させていただければと思います。私からは以上です。

議 長

金田委員ありがとうございました。

つづいて、去る1月22日から23日にかけて佐賀県で開催されました「第26回全国農業担い手サミット in さが」に当職が参加してまいりましたので、その概要を報告いたします。

まず21日の朝に大館能代空港を発ちましたが、離陸してほどなくしてものすごい金属音がし、何事かと思いましたが、その後機長より機体トラブルのため羽田までは行けないため仙台空港へ降りるとのアナウンスがあり、約1時間後に仙台に着き別便に乗り換えました。そのようなことも起きながらやっとのことで無事に佐賀まで到着することができました。

このサミットは例年開催されているもので、当委員会の中でも過去に参加された委員もおられることと思います。今回のテーマは「磨き高め未来へ継なげる日本農業」ということで、秋田県からは全体で20名位参加していたようでした。22日の全体会は全国から集まった約1,800人の参加者により開催され、主催者、大会会長あいさつのほか、県知事より「技術や経営をともに磨き合い志を高め次の世代にバトンをつなげていく、あふれる情熱で日本農業の今と未来を語り合う大会としましょう」というあいさつ、農林水産大臣の祝辞、寛仁親王妃信子殿下からのお祝いのお言葉があり、その後全国優良経営体の表彰がなされました。その夜は情報交換会が約400人ずつ4か所の会場に分けて開催され、当方は愛知、福井、佐賀の方々と話す機会に恵まれ、地域の現状等を語り合ってまいりました。

翌23日は約25人位ずつ5コースに分かれての現地研修が行われました。当方は佐城地域というところを回るコースで、小城市の施設なすの生産に取り組む経営体と約1haのハウスで花苗・野菜苗を生産販売する経営体を見学しました。当方は稲作農家なので、佐賀県産の「さがびより」という品種が13年連続特Aに評価されているとのことで、その生産状況に大変興味があったのですが、今回自分でコースを選ぶことができず少し残念でありましたけれども、それでも割り振りされたコースの中で現地の経営体の状況を垣間見ることができ、大変貴重な体験をさせていただきました。どうもありがとうございました。以上で報告を終わります。

次に報告第4号「専決処分の報告」について、事務局の説明を求めます。

事務局

議案書3ページをお開きください。

報告第4号「令和7年1月分 専決処分の報告」です。

表の1月の列をご覧ください。

(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見が6件、(5)相続等による農地の権利取得の届出の受理が20件、(6)農地所有適格法人の報告書の受理が1件、(8)賃借・使用権の合意解約等の届出の受理が9件、合計36件の処理を実施しました。めくって4ページからその内訳となります。

はじめに、(2)農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見についてです。

(申請番号1番を朗読)

以下5ページの申請番号6番までの計24筆、51,516㎡について、いず

れも適当であるとの意見を回答しております。

つづいて同じく 5 ページの下段をご覧ください。

(5) 相続等による農地の権利取得の届出の受理です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、10 ページの申請番号 20 番まで、合計 115 筆、面積 154,035 m²です。

つぎに同じく 10 ページ下段をご覧ください。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理につきましては、記載の 1 件の法人の報告書を受理しております。

つぎに 11 ページをご覧ください。

(8) 賃借・使用権の合意解約等の届出の受理です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下、1 枚めくって 12 ページの申請番号 10 番まで、合計 28 筆、面積 53,178 m²です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

報告第 4 号について事務局より説明がなされました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

30 番

30 番の土濃塚です。

(6) 農地所有適格法人の報告書の受理についてに関連してですが、以前の総会において、報告がなされない法人の報告がありましたが、その後どうになりましたか。

事務局

その件につきましては総会終了後に別途お伝えする予定としておりましたのでご了承願います。

30 番

この件は法的に関わりがあることから総会議案として処理する必要のある内容と考えるが、いかがなものか。

事務局

今回の件は、農地所有適格法人が提出しなければならない報告書が期限までに委員会に提出されず、複数回にわたる督促を行ってもなお当該法人より提出がなされない状況が続いたことから、国、県からの指導により法令に基づいて過料処分が相当であろうという裁判所への通知を行う手続きへ移行しようとするものでありまして、事務局としましては農業委員会

の総会決議によってその手続きを実施するかしないかを定められる性質のものではないと考えております。このことから、総会決議には付しませんが、その経過については委員の皆さまにお知らせすべきであろうと、これまでもご報告させていただいたところでありますので、ご理解いただければと思います。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

18番 18番の武石です。

（２）農用地利用集積等促進計画の賃借権等に関する意見の４ページ、５ページの案件で、賃借人の欄が空欄となっている案件がありますが、これはこれでよいのですか。

事務局 事務局の疋田です。

各案件は一番左側の欄の大枠で１件の申請案件という表記となっておりまして、複数の筆があって農地の所有者が異なる場合は所有者ごとに点線で区切って表記しております。賃借人の欄が空白となっているのは同じ賃借人の表記が省略されているためであり、賃借人は上の欄に記載されている方と同じ方であるとお読み取りいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、報告第５号「農業者等との意見交換会について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案資料１３ページをご覧ください。

報告第５号「農業者等との意見交換会について」です。

「１実施状況」ですが、開催日は去る１月１５日、場所は市役所本庁舎大会議室におきまして、認定農業者、猟友会、各関係機関の方々あわせて４４名の出席のもとに、「鳥獣害対策」をテーマとして開催しました。

はじめに県担当者より、県内の鳥獣による農作物被害の状況等について

講演いただいた後に意見交換に移りました。意見交換の内容については、「項目の2」で13ページから15ページにかけて記載のとおりでございますが、出席した農業者や委員の方々からは、農地、農作物への被害の状況、電気柵の設置や忌避剤の使用など鳥獣害防止のために実践している対応策について、猟友会からは銃やわなによる有害駆除の実施状況や野生動物の性質などについての発言がありました。

この資料の内容につきましては、秋田県農業会議にも報告しており、今後令和7年度に実施される県選出国會議員要請集会や秋田県農業委員会大会における政策提言事項に反映されていく運びとなっております。

報告は以上です。

議長

報告第5号について事務局より説明がなされました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

8番

8番の堀部です。

このような形で議事録に載って私よかったなと思っております。実はこの会議の前、意見交換会が終わって間もなく事務局の方に、1月24日ですが、要望書の提出を検討していないか聞きに行ったんです。北秋田市に対する農業委員会の意見の提出について要望したいと思って、私が書いた要望書のメモを読みながら皆さんに紹介したいと思います。

1月15日に実施した「令和6年度農業者等との意見交換会」では「鳥獣害対策」をテーマに市内各地域で頑張っている農業者の方々をはじめ、猟友会、県、市、農業公社、土地改良区、農協の鳥獣による農作物被害に関係する出席者から、それぞれの地域の現状や課題、取り組み、予防等の貴重な声を伺うことができました。鳥獣被害による農作物の収量減に伴う保証もなく、被害にあわないように予防するしかない現状では、数ある対応策の中でも電気柵を設置することが一番効果がある取り組みだということでした。このことから、意見交換会での農業者の声を反映するためにも、現在市で行っている電気柵購入費の1/3補助を前年度の1/2補助を上回る高率の補助で電気柵の普及拡大を図り農業者の方々の鳥獣被害に係る不安解消に対応して、農業委員会法第38条の中に書いてますが、このことだと思いますが、意見交換会後の意見書の提出に準じた形で市に要望書を提出したいなと思いましたので、今日こんな形で議案に載ったので大変よかったなと、またみんなこの案件を確認できたのでよかったなと思っております。

ちなみに私農林課に行って伺ったところ、5年度の1/2補助では20件100万円あったそうです。それから今年度は1月14日現在で確か12月末でということでしたが1/3補助は48件48万円あったそうです。今7年度の予算では、私行った時点では1/2補助で取り組みしたいということであったんですが、今回は骨格予算でもあるし是非ともあの会議を見た現状からするともっと高率、高額の補助率で対応してもらいたいなという思いで意見書の提出を是非取り組みしたいなという思いで今発言させていただきました。以上です。

議 長 事務局より何か答弁ありますか。

事務局 ただいま堀部委員より、先般開催の意見交換会で話された内容が大変よかったということで、せっかく出た意見ですので今後の取り組みに活かすように市に提言してはどうかという意見を頂戴しました。それを受けまして、本報告の中では触れておりませんが、本日の総会終了後に総務小委員会の開催が予定されておりますので、そちらの中で意見書提出についても議題として議論していただければと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、次に進みます。

次に、議案第6号「農地法第3条の規定による許可の取消について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書16ページをご覧ください。

議案第6号「農地法第3条の規定による許可の取消について」

下記のとおり農地法第3条の規定による許可の取消願の提出があったので、許可処分の取消について審議を求める。

令和7年2月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

こちらの農地については、去る1月15日開催の第1回総会において、農地法第3条による所有権移転の許可を議決したところでありますが、取

り下げ理由欄に記載のとおり、農地の売買契約を申請者の親族名義で行ったため、農地を購入した者と所有権を取得する許可を受けた者が違うという点を法務局より指摘され、登記の所有者を変更することができなかったことから、先般当委員会から出された許可処分の取消の申し出があったものであります。なお、同農地については、この次の議案第7号において再度農地法第3条による所有権移転の許可申請が出されておりますので申し添えます。案件は以上の1件です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 議案第6号について、事務局より説明がなされました。それでは、質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。議案第6号について、原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認め決定いたします。
次に、議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書17ページをご覧ください。
議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」
農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和7年2月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
(申請番号1番を朗読)

以下、申請番号3番まで、合計7筆、面積9,842 m²です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、この件に関しまして、現地調査をして頂いた委員からも説明願いたいと思います。議席番号13番 土田紀子 委員よりお願いいたします。

13番

13番の土田です。

番号1番から3番を報告させていただきます。調査日は2月7日、調査員は14番の 藤島委員、15番の 成田委員、16番の 寺田委員、17番の 武田委員と私、事務局から成田事務局長、簾内副主任、足田主査の計8名で、会議室で衛星写真を使用した調査を行いました。

まず、申請番号1番は資料の20ページから21ページになります。脇神字影堀の申請地は、小猿部川と小森川の合流のすぐ北側にある、整備されたほ場の中にある農地でした。脇神字藤株上岱の申請地は、ケアタウンたかのすのすぐ南側にある堤に隣接している、整備されたほ場の中にある農地でした。これまでも借人が耕作していて、利用権の終期にあわせて農地法3条に切り替えて更新するようでした。衛星写真で確認したところ、いずれの申請地も適切に耕作されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号2番は資料の22ページから23ページになります。鷹巣字本屋敷の申請地は、鷹巣小学校のグラウンドから南側約150mにあり、空港バイパス道路となっている鷹巣川井堂川線から住宅地に入り、看板広告事業者前の丁字路を右折してすぐの区画にある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。

次に、申請番号3番は資料の24ページから25ページになります。鷹巣字本屋敷の申請地は、さきほどの申請番号2番の申請地のすぐ近くにある農地でした。衛星写真で確認したところ、申請地は適切に管理されており、周囲の農地や地域の農業に対して問題がないものと見受けられました。以上で報告を終わります。

議長

土田 委員、ありがとうございました。

議案第7号について、事務局及び現地調査をして頂いた委員から説明いただきました。それでは、議案第7号中、申請番号2番を除く2件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

5番

5番の佐藤です。

申請番号3番と2番の案件は近くのところでしょうか。

事務局

2番及び3番の案件は字目が同じですので、図面をご覧いただければお分かりいただけるかと思いますが近所ではあります。

5 番

それと、事務局では図面作成に苦勞していると思うのですが、対象の案件の地番のところに印をつけたり何かもっと大きくすると分かりやすくすれば見やすいんじゃないかと思いました。また、3 番について、これは相対の取引ですが、10 a あたり 3 4 6 万円というのは高いなと感じる。これについては我々が入っていく部分ではないけれど、委員の皆さんはどう思いますか。

事務局

ご指摘ありました図面の農地の地番を示す印が見えづらいという点ですが、今後、図面のつくり方を工夫してまいりますので、何とぞご了承ください。農地価格の件については担当からご説明いたします。

事務局

事務局の疋田です。

こちらの価格が高いのではないかとご指摘でございますが、農地法第3条はあくまでも耕作目的であるということが大前提でありまして、事務局におきましても、宅地転用で処理すべきところをそれをかいくぐって3条で申請しているのではないかと、という点は何度も確認をしているところです。本件は耕作目的として畑として使いたいということでの申請を受け付けております。当該の地域では宅地として売買されるケースが多くなっており、地主のほうは農地としての適正価格だろうという値段では首を縦に振らない、それでも買い手側がどうしても欲しいということであれば、このような単価にならざるを得ない場合もあります。

本件がなぜ3条による申請になっているかと言いますと、たとえばこの譲受人は認定農業者ですが、認定農業者であれば要件を満たせば公社売買を利用して売買代金の減税を受けることが可能であるわけですが、もう農地の単価ではなくなってしまっていることから、公社売買を利用することができず3条での申請にならざるを得ない。本件はそういった背景を包括する形での3条の申請となっているということについてご理解いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

5 番

価格が高くて3条であれば売買が可能だということですが、宅地並みの価格であるし、段々なし崩しになってしまっているのではないかと懸念しています。相対の関係であるから我々が入っていくことはできないけれども懸念を感じました。以上です。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

23番 23番の佐藤です。

以前は議案資料に耕作者の年齢を書いてあったんですが、今やっぱり皆さん自分も含めて高齢化していますので、このような案件が上がった時、果たして何歳の方なんだろうと思うことがあります。先ほど5番委員が質問されたようなことは思っけていてもなかなか言えなかったことですが、耕作者の方の年齢について事務局からの説明の時に入れてもらえれば皆さんの違和感も少しは軽くなるんのではないかと思います。期待も含めて申し上げました。以上です。

事務局 年齢情報を、ということでありましたが、ただいまのご意見を参考に今後、委員のみなさまが分かりやすいような議案資料の作成に努めますのでよろしくお願いいたします。なお、今回の3件の申請の譲受人、借主の年齢を口頭にてお伝えしたいと思います。1番が55歳、2番が40歳、3番が83歳でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

28番 28番の小笠原です

宅地の売買価格ということですが、農地の税金は宅地並みの税金なのか参考までに教えていただければ。

事務局 こちらは登記地目及び農地台帳の地目が農地であることから農地の課税がされているのではないかと、いうあくまでも推測となります。というのも、課税の地目というのは税務課の固定資産税の担当で課税地目というものを別途管理しているということから、今この場では正確な回答をすることが出来かねますのでご理解いただければと思います。また、地域によっては山間部の農地の単価と市街地の農地の単価というのは異なりますので農地での課税であっても市内一率というわけではなく地域の状況に合わせた課税額となっているということをご理解いただければと思います。

28番 それはその通りであると思いますが、以前、例えば原野とか雑種地で、税金はそれで払っていながら宅地並みで買ってくれというような事例も

ありまして、法的に悪いことでなければ別にいいのでしょうかけれども、なにか腑に落ちないところもありました。以上です。

議 長 その他ご質問、ご意見等ございませんか。

（ なしの声 ）

議 長 質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 7 号中、申請番号 2 番を除く 2 件について、原案通り決すること
にご異議ございませんか。

（ 異議なしの声 ）

議 長 異議なしと認め決定いたします。
つづいて、議案第 7 号中、申請番号 2 番の質疑に入りますが、この件に
ついては、当職との関連があり、退席の必要があるため、議長を一時佐藤
会長職務代理に交代のうえ議事を進行していただきたいと思います。それ
では、佐藤会長職務代理よろしく願いいたします。

職務代理 それでは暫時議長を務めさせていただきます。
議案第 7 号中、申請番号 2 番の質疑に入りますが、この件については、
議席番号 3 7 番 長岐一志 委員との関連があるため退席を求めます。
暫時休憩いたします。

（退席：3 7 番 長岐一志 委員）

職務代理 会議を再開いたします。
議案第 7 号中、申請番号 2 番について質疑に入ります。何かご質問、ご
意見等ございませんか。

1 0 番 1 0 番の長岐です。
先ほど 2 8 番委員の質問にもありましたが、農地は農業振興のために控
除額が 8 0 0 万円くらいから 1 5 0 0 万円くらいあると聞いたことがあ
ります。だから農地をうまく利用すれば確かにいいのだけれども。

5 番

5 番の佐藤です。

皆さんどう思っているかわかりませんが、大変言いにくいことですがどれも高いと感じます。どうですか、皆さん。地図を見ると隔てて宅地となっている。1500万円という数字で10aあたり約800万円ということですね。私さっきも言ったように3条がなし崩しになってどんどん宅地化していく、どうも納得いかないのですが、皆さんどう思いますか。相対での契約なので我々が口を挟む余地はないのだけれども、やっぱりこれはちょっと私としては懸念があります。どなたか賛同者がいたら意見をお願いします。以上です。

職務代理

事務局から補足があります。お願いします。

事務局

事務局の疋田です。

ここまでお二方から発言がありましたので一つずつ補足説明したいと思います。こちらの案件は農地法3条ですので、特別控除800万円、1500万円等は一切利用できない通常の売買契約と同じという形となりますので、課税等そのほかについては農地以外の土地と同じような扱いで手続きがされるという形となります。また、なし崩しで3条で売買されたものが宅地化されていくのではないかという点ですが、農地法3条の申請許可というのはあくまでも耕作目的であるために所有権移転しかできない許可証となっております。これを例えば、買ったのでこれを自分で勝手に宅地にしますといった場合は、たとえ買ったものであっても転用違反となり、登記の手続きであったり銀行からお金を借りる際に農地に許可無く建物を建てることになるため手続きがストップすることになるので、3条で買ったからといって自由に宅地にできるというわけではなく、宅地にしたい場合はそのほか4条ないしは5条での転用の許可を受けなければならないということで、そちらの方まで省略できるというものではないのでご了承いただければと思います。よろしく願いいたします。

職務代理

その他ご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

職務代理

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。

議案第7号中、申請番号2番について、原案通り決することにご異議ご

ございませんか。

(異議なしの声)

職務代理

異議なしと認め決定いたします。

暫時休憩いたします。

(着席：37番 長岐一志 委員)

職務代理

会議を再開いたします。

議案第7号の採決が終わりましたので、議長を交代します。

議 長

引き続き議事を進行させていただきます。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書26ページをご覧ください。

議案第8号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」

農業経営基盤強化促進法 附則 第5条の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和7年2月14日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志

本案件はいずれも利用権設定案件です。

(申請番号1番を朗読)

以下、30ページの申請番号9番まで、合計39筆、面積93,498㎡です。なお、本案件については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上、ご審議の程よろしくをお願いします。

議 長

議案第8号について事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第8号中、申請番号5番を除く8件について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。 議案第 8 号中、申請番号 5 番を除く 8 件について、原案通り決することにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ）
議 長	異議なしと認め決定いたします。 つづいて議案第 8 号中、申請番号 5 番の質疑に入りますが、この件については、議席番号 1 5 番 成田博幸 委員との関連があるため退席を求めます。 暫時休憩いたします。 （退席： 1 5 番 成田博幸 委員）
議 長	会議を再開いたします。 議案第 8 号中、申請番号 5 番について質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。 （ なしの声 ）
議 長	質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。 議案第 8 号中、申請番号 5 番について、原案通り決することにご異議ございませんか。 （ 異議なしの声 ）
議 長	異議なしと認め決定いたします。 暫時休憩いたします。 （着席： 1 5 番 成田博幸 委員）
議 長	会議を再開いたします。 次に、議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 32 ページをご覧ください。

議案第 9 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、下記農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和 7 年 2 月 14 日提出、北秋田市農業委員会 会長 長岐一志
本案件はいずれも所有権移転案件です。

(申請番号 1 番を朗読)

以下 34 ページの、申請番号 8 番まで、合計 35 筆、面積 70,230 m²です。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

議案第 9 号について事務局の説明が終わりました。それではこれより質疑に入ります。何かご質問、ご意見等ございませんか。

(なしの声)

議長

質問等がないようですので、質疑を打ち切り採決に移ります。
議案第 9 号について原案通り決することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

異議なしと認め決定いたします。

以上で、本日の提出議案の審議は、全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 7 年第 2 回定例総会を閉会します。